

## 介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①令和2年度からの算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取り組み内容を公表しているところです。

## 【特定処遇改善加算取得状況】

### 障害福祉サービス

- 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、福祉・介護職員等特定処遇皆瀬加算Ⅰ
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

### 介護サービス

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

## 【賃金以外の処遇改善の取り組み】

### ①入職促進に向けた取り組み

- 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

### ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援の充実。
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談や機会の確保。

### ③両立支援・多様な働き方の推進

- 育児・介護休業の利用を促し、仕事と子育ての両立のため、事業所内託児施設も運営。
- 育児・介護のための短時間勤務の措置、有給休暇が取得しやすい環境

- 職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換を奨励。

- メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

#### ④腰痛を含む心身の健康管理

- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

- 労働安全衛生委員会による職員の健康管理対策の実施。年次健康診断、ストレスチェックの実施。

#### ⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- 高齢者の活躍（運転業務なども含めた業務の提供）等による役割分担の明確化。

- 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・掃除・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

## ⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域住民との交流の実施
- 利用者本位のケア方針など、介護保険や法人の理念を定期的に学ぶ機会の提供
- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供